

岩手県企業局管理規程第7号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月22日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u> であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)</u> のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
2	<p>[略]</p> <p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の6 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の6 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
4	<p><u>第1項及び前項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第1項中</u>「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができ</p>	<p><u>前3項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>これらの規定中</u>「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができ</p>

<p>るものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、<u>前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>ものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、「<u>3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び「<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、<u>第1項中「深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、<u>第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務) 第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。 (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。 (2)～(4) [略] 2 [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務) 第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。 (1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。 (2)～(4) [略] 2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。